

鹿 児 島 県 公 報

平成24年9月18日（火）第2839号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-----------------------------------|---------------|---|
| ○入会林野整備計画の認可申請に係る適否の決定 | （森林経営課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○公衆浴場入浴料金統制額の指定（※） | （生活衛生課取扱い） | 2 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件） | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○公共測量の実施 | （監理課取扱い） | 3 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂防課取扱い） | 4 |
| ○宅地建物取引主任者の講習実施計画の一部改正 | （建築課取扱い） | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（4件） | （鹿児島地域振興局取扱い） | 5 |
| | （北薩地域振興局取扱い） | 6 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（5件） | （熊毛支庁取扱い） | 6 |
| | （大島支庁取扱い） | 6 |
| | （森林経営課取扱い） | 7 |
| ○平成24年度林業種苗生産事業者講習会開催公告 | | |
| | （森林経営課取扱い） | 7 |
| | （生活環境課取扱い） | 8 |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | | |
| | （生活環境課取扱い） | 8 |
| | （免許試験課取扱い） | 9 |

告 示

鹿児島県告示第1045号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、枕崎市東鹿籠入会林野整備組合代表者城森幸三からなされた東鹿籠入会林野整備計画の認可の申請を平成24年9月10日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
入会林野整備計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年9月19日から同年10月18日まで

3 縦覧場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課並びに枕崎市役所

鹿児島県告示第1046号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

霧島市横川町上ノ字小平697番2，709番，711番，字中唐仁721番，字西唐仁724番2，字牟田729番3，729番4，字仁田尾800番1，800番2，800番31，800番43，字浦ノ谷803番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1047号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により，公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し，平成24年10月1日から施行する。

なお，平成18年6月9日鹿児島県告示第1026号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は，平成24年9月30日限り廃止する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
390円	150円	80円

備考1 この表に掲げる統制額は，消費税及び地方消費税に相当する金額を含むものとする。

2 この表に掲げる統制額は，鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第2項の特殊公衆浴場の入浴料金については適用しない。

鹿児島県告示第1048号

いちき串木野市緑町128番地 橋口章功及びいちき串木野市西島平町31番地 石野一夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

1 区域 いちき串木野市島平区域（串木野市島平漁業協同組合の地区）

2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第1049号

いちき串木野市東島平町294番地 小屋敷及びいちき串木野市照島5494番地 迫田洋則からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市島平区域（串木野市島平漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1050号

熊毛郡中種子町坂井5986番地67 浜崎一成及び熊毛郡中種子町坂井5986番地20 園田行夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 中種子町熊野区域（熊毛郡中種子町のうち油久校区及び南界校区の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1051号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肝属中部土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所

理事 藏ヶ崎俊光 鹿屋市下堀町2941番地4
理事 福永 清巳 鹿屋市横山町2225番地2
理事 大脇 義隆 鹿屋市南町4132番地7
理事 木下 和明 鹿屋市大始良町1717番地
理事 宮園 義弘 鹿屋市獅子目町881番地2
理事 萩崎 英珍 鹿屋市吾平町上名2491番地1
理事 山本 治 鹿屋市吾平町上名5656番地
理事 東桂木満州男 鹿屋市吾平町麓1843番地
理事 柳 一夫 肝属郡肝付町後田8400番地
理事 前村 光昭 肝属郡肝付町後田4089番地
理事 鶴田 健一 肝属郡肝付町前田207番地1
理事 福永 俊昭 肝属郡肝付町前田512番地4
監事 下仮屋勝哉 鹿屋市浜田町1006番地
監事 永山 裕人 鹿屋市吾平町上名4785番地3
監事 重田 寅男 肝属郡肝付町新富3856番地1
(任期 平成24年8月28日から第1回総代会まで)

鹿児島県告示第1052号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年9月3日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町深川地内

鹿児島県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字前田13760番1地先から同市吹上町永吉字花立13700番1地先まで	前	10.5～19.4	165.1
			後	11.3～22.8	165.1

鹿児島県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字前田13760番1地先から同市吹上町永吉字花立13700番1地先まで	平成24年9月18日

鹿児島県告示第1055号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
梶原迫地区	次に掲げる標柱の1号から3号までを順次直線で結んだ線、同標柱の1号と10号を直線で結んだ線、同標柱の3号と16号を直線で結んだ線及び同標柱の10号から16号までを順次直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱の所在地 標柱1号 平成7年3月24日鹿児島県告示第538号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち梶原迫地区

		の区域（以下この項において「既指定区域」という。）の標柱の1号
	2号	既指定区域の標柱の2号
	3号	既指定区域の標柱の3号
	10号	鹿児島市宇宿町2210番3
	11号 12号	鹿児島市宇宿七丁目2203番1
	13号	鹿児島市宇宿七丁目2203番3
	14号	鹿児島市西紫原町7番13
	15号	鹿児島市西紫原町7番28
	16号	鹿児島市西紫原町7番25

鹿児島県告示第1056号

昭和56年4月1日鹿児島県告示第582号（宅地建物取引主任者の講習実施計画）の一部を次のように改正し、平成24年9月18日から施行する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1中「社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会」に改める。

鹿児島地域振興局告示第58号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年9月18日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たけのこキッズ2	鹿児島市春山町1217番地1	特定非営利活動法人たけのこキッズ	鹿児島市春山町1212番地7	坂上 竜次	平成24年9月1日	児童発達支援

鹿児島地域振興局告示第59号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年9月18日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地3	社会福祉法人大湯福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1	湯山 康博	平成24年9月1日	児童発達支援・放課後等サービス

鹿児島地域振興局告示第60号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年9月18日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子どもの家すくすくしえんせんたー	日置市伊集院町 妙円寺二丁目72 番地1	社会福祉法人大 潟福祉会	日置市伊集院町 妙円寺一丁目64 番地1	潟山 康博	平成24年 9月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

北薩地域振興局告示第35号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年9月18日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいわの里アネックスセンター	阿久根市脇本 6923番地1	社会福祉法人黒 潮会	出水市高尾野町 下高尾野2216番 地1	中村 興二	平成24年 9月1日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援

熊毛支庁告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月18日

熊毛支庁長 宮野豊稔

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひまわりヘルパー事業所	西之表市西之表 14466番地1	有限会社ひまわり	西之表市西之表 14466番地1	橋元真理子	平成24年 9月30日	重度訪問 介護

大島支庁告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月18日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアサービスやさしい手	大島郡和泊町国 頭1633-4	合資会社グラン ダアンドグラニ ー	大島郡和泊町国 頭2339-1	中村むつ子	平成24年 8月25日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大島支庁告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月18日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛心園介護センター障害者訪問介護事業所	大島郡天城町瀬滝398	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	徳田 虎雄	平成24年9月30日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第29号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月18日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人大和村社会福祉協議会障害者居宅介護事業所	大島郡大和村大和浜80番地5	社会福祉法人大和村社会福祉協議会	大島郡大和村大和浜80番地5	玉利 龍吉	平成24年9月30日	居宅介護・重度訪問介護

大島支庁告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月18日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所「南風園」	大島郡徳之島町花徳字後里久620	社会福祉法人奄美同仁会	大島郡徳之島町花徳字後里久620	宮上 寛之	平成24年9月30日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

平成24年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成24年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成24年9月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 開催日時
平成24年10月31日（水）午前10時から午後5時まで
- 開催場所
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間

- 受講資格

制限はない。

5 講習手数料

14,000円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申込書

イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、受講手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

7 提出書類等の受付期間

平成24年9月18日（火）から同年10月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成24年10月12日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3360）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第107号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年9月18日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRカメレオンK S X	タイヨーエレクトリック株式会社	2P0770
ぱちんこ遊技機	CR兎-野性の闘牌-D T X	タイヨーエレクトリック株式会社	2P0819
ぱちんこ遊技機	CR N I N J A G A I D E N 2 W F	奥村遊機株式会社	2P0785
ぱちんこ遊技機	CR神獣王H V	サミー株式会社	2P0809
ぱちんこ遊技機	CRオーメンF P L	株式会社藤商事	2P0848
ぱちんこ遊技機	CRオーメンF P K	株式会社藤商事	2P0896
ぱちんこ遊技機	CRおそ松くんA M A	株式会社サンスリー	2P0850

ぱちんこ遊技機	C R A大わんわんパラダイスA S B	株式会社三洋物産	2P0868
回胴式遊技機	ランブルローズ3 D Z	K P E株式会社	2S0721
回胴式遊技機	ドカベン2 G	タイヨーエレクトリック株式 会社	2S0764

公安委員会公告

平成24年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成24年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成24年9月18日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成24年10月22日（月）午前9時から

㊧ 技能試験 平成24年10月22日（月）午後1時から

㊨ 面接試験 平成24年10月23日（火）午前9時から

イ 大型自動車免許、中型自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成24年11月26日（月）及び同月27日（火）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成24年10月29日（月）午前10時から

㊧ 技能試験 平成24年10月29日（月）午後1時から

㊨ 面接試験 平成24年10月30日（火）午前9時から

イ 大型自動車免許、中型自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成24年11月28日（水）から同月30日（金）までのそれぞれの日の午後1時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

㊦ 審査の種類（普通自動車免許）

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、教習指導員資格を有しない者

㊧ 審査の種類（大型自動車免許、中型自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

イ 技能検定員審査

㊦ 審査の種類（普通自動車免許）

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

㊧ 審査の種類（大型自動車免許、中型自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者

ウ その他

一人の受審者につき、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年分）

オ 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼って納付すること。ただし、審査細目により異なるので、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許

平成24年9月19日（水）から同年10月3日（水）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成24年10月3日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・普通自動二輪・牽引^{けん}免許

平成24年10月5日（金）から同月19日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成24年10月19日の消印のあるものまで受け付ける。

5 申請書類の交付

資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295